



新運整第271号
平成30年6月29日

旅客自動車運送事業者 各位
貨物自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局 新潟運輸支局長



健康起因事故の防止に向けた健康管理の実施について

6月3日、富山県の東海北陸道を走行中のバスの運転者が意識を失ったことにより、当該バスがセンターポールを倒して対向車線の側壁に接触し、異変に気づいた乗客数名がハンドルとブレーキを操作することによりバスを停車させた事故が発生しました。また、6月1日にも、東京都の上野公園横の道路を走行中のバスの運転者が意識を失ったことにより当該バスが側壁に衝突する事故が発生しました。

これらの事故の原因については調査中ですが、事業用自動車の運転者が疾病により運転を継続できなくなる事故については、毎年多く発生しており、国土交通省としては、自動車運送事業者に対して、法令に基づく運転者の健康診断の実施を始めとした運転者に対する健康管理を適切に行っていただくため、次の手引き書を策定し、運転者の健康起因事故防止のための取組を行っていただくことを推奨しています。

各事業者におかれましては、この機会に改めてこのマニュアル等による運転者の健康管理を適切に実施いただけるようお願いいたします。

- ・「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」
(平成22年7月策定、平成26年4月改訂)
- ・「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル」
(平成15年6月策定、平成19年6月及び平成27年8月改訂)
- ・「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」
(平成30年2月策定)

※上記のマニュアル及びガイドラインは以下のページにおいて確認できます。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html>